

## 国際協力アクティブ・ラーニング講習 受講規約

国際協力アクティブ・ラーニング講習（以下「講習」という。）にお申込みの際には、本受講規約の内容をご確認の上、お申込下さい。

### 第1条 講習の申込み

講習は、国際建設技術協会（以下「当協会」）ホームページに記載の方法によりお申込みいただきます。

### 第2条 受講料の支払い等

- 1 申込者は、受講料を当日持参（集合型の場合（4回分一括も可））又は銀行振込によりお支払い頂きます。（手数料は、申込者負担でお願いいたします。）
- 2 リモート型の場合、当協会が受講料の受領を確認した後、受講に必要なリンク先（URL）等をお知らせする電子メールを送信いたします。

### 第3条 講習の提供

- 1 講習を受講するための視聴環境（パソコン、インターネット回線等）は、すべて申込者の責任でご用意して頂きます。受講前に、これらの環境を整え、その確認をお願いいたします。
- 2 講習受講に必要なリンク先（URL）等は、ご自身の責任で管理してください。リンク先（URL）等を、第三者に譲渡、または貸与することを禁止します。
- 3 講習は、やむを得ず休講となる場合があります。この場合、振替日時の指定とともにあらかじめこれをメールにて通知します。ただし、講師の急病等のやむを得ない事情により、事前通知をすることなく休講とすることがあります。

### 第4条 受講者の義務と免責事項

講習の受講者は、受講契約成立後から講習終了までの間に、電子メールアドレス、氏名、その他受講者の連絡先等に変更があった場合には、速やかに当協会に届け出て下さい。受講者が、これら届け出を怠った場合には、講習の連絡不達等について当協会は一切責任を負いません。

### 第5条 著作権について

- 1 講習で使用する教材および講義等コンテンツの著作権は、当協会に帰属します。
- 2 講習の教材および講義等コンテンツについて、以下の行為を禁止します。  
（1）方法・理由の如何を問わず、複製物を作成すること、及び第三者に売却、貸与又は譲渡すること。

(2) その他当協会に帰属する著作権を侵害する行為を行うこと。

#### 第6条 個人情報の取り扱いについて

当協会は、講習のお申込時に提供して頂いた個人情報について、これを第三者に提供することはいたしません。また、お申込時に提示した目的の範囲内でのみ、これを利用いたします。但し、裁判所、検察庁、警察、弁護士会またはこれらに準ずる権限を有する関係官公署からの正当な手続きにより、情報の開示を求められた場合、または事前に本人の同意を得た場合にはこの限りではありません。

#### 第7条 本規約に定めがない事項について

本規約に定めがない事項が生じたときは、当協会は、関係法令や慣習などに従って、誠意をもって、その解決に努めます。

#### 第9条 施行日

本規定は、2020年7月22日付けで施行いたします。